

ノート

刑法 240 条後段の違憲性

宮 田 桂 子

平成 16 年刑法改正に際しては、財産罪の法定刑の見直しについて言及されていたにも関わらず、未だ財産罪の重すぎる刑に対する見直しはなされていない。刑法改正は、被害者の声を入れる等を理由として、懲役刑の上限を上げる、危険運転罪などの創設、性犯罪の厳罰化など、刑を重くする方向での改正が中心となってしまう（強盗の下限を懲役 6 年に下げる等があったが）、財産罪の法定刑を引き下げる方向での議論は、研究者や司法に携わる実務家から何度も働きかける必要がある。

本稿は、当職が、強盗殺人等被告事件の上告趣意書において展開した憲法違反の主張を加筆修正したものである⁽¹⁾。

第 1 尊属殺違憲事件の法意

刑法 200 条の尊属殺人罪は、死刑又は無期懲役の刑を定めていたものであるが、最大判昭和 48 年 4 月 4 日（集 27・3・265）により違憲とされ、平成 7 年改正で削除された。この判決については、「尊属の殺害は通常の殺人に比して一般に高度の社会的道徳的非難を受けて然るべきであり、被害者が尊属であることを刑の加重要件とする規定を設けても憲法 14 条に反するということはできないが、刑の加重の程度が極端で、立法目的達成の手段として甚だしく均衡を失し、正当化し得るべき根拠を見いだし得ないときは、著しく不合理な差別

(1) 当職の担当した上告審の事件は、20 代前半の被告人が、留守宅と思って鍵のかかっていない家に侵入したところ、家人に見つかったため、玄関に家人が置いていた 225g の金づちで頭部を多数回殴打して死に至らしめ、5 万円余を強取したという犯罪事実が認定され強盗殺人罪で無期懲役刑を科された。原審では窃盗の実行の着手の有無等が争点とされ、刑法 240 条後段の憲法違反性は主張されなかった。被害者遺族が被告人に立ち直って欲しいと供述し、殺害による損害金を 1000 万円と確認しつつも、100 万円に満たない賠償額が遅滞なく支払われれば債権債務を免除するという和解が成立しようとしていた。被害者遺族のこのような言動が違憲性を考える後押しとなった。被害者のご冥福をお祈りしつつ、ご遺族には心から敬意を表する。

として憲法 14 条に違反するとし、尊属殺の法定刑は死刑又は無期懲役に限られており、法律上許される 2 回の減刑を加えても処断刑の下限が懲役 3 年 6 月を下ることがない結果、いかに酌量すべき情状があっても法律上刑の執行を猶予できないなどの点で合理的根拠に基づく差別的取扱としても正当化できないとして本条を憲法違反とした」ものである。⁽²⁾

第 2 刑法 240 条後段の法定刑と殺人罪との著しい不公平

1 刑法 240 条の法意

刑法 240 条は、強盗の現場で被害者に死の結果を生じた場合の法定刑として死刑と無期懲役刑のみを定める（以下「240 条後段」という）⁽³⁾。

240 条は、強盗の機会においては被害者を傷害したり殺害したりするなど残虐な行為を伴うことが少なくなく、その害悪がおそるべきものであるため、このような行為に着目して強盗罪の加重類型としての結合犯の犯罪類型を設けたものである（大判昭 6・10・29 集 10・511）⁽⁴⁾。強盗の機会にかような結果が生じた場合の加重類型である（「機会説」とったものといわれる。諸説の対立については本稿では省略した）ことは、最高裁の判断にも引き継がれている（最判昭 24・3・1 最高裁裁判集刑事 8・17、最判昭 24・5・28 刑集 3・6・873）。

尊属殺違憲判決の判断枠組みからすれば、刑法 240 条後段が、強盗犯が犯行の際に被害者に対して致死の結果を生ぜしめることが生じがちだから、その害悪がおそるべきものと考えて死刑と無期懲役刑のみを定めていること自体は不合理とはいえないが、死刑と無期懲役刑しか定めていないことが合理的なのかどうかを検討されるべきことになる。今、この点を問い直す必要がある。

2 法意と時代性

無期懲役刑は、2 度の減軽があっても 3 年 6 月までしか減軽できない（刑法 66、71、68 II）。

(2) 判決の要約について条解刑法 606 頁。

(3) 刑法典に法定刑として死刑と無期懲役刑のみが定められた罪として、他には自動車転覆等致死罪（刑法 126 III）、往来危険による転覆罪（127）、強盗強姦致死罪（241 後段）がある。

(4) 240 条の法意につき大コンメンタール刑法 522 頁

また、尊属殺違憲判決当時、有期懲役刑の上限は15年であったが、現在は20年である（刑法13条）。加重事由があれば30年であり（同14条）、同判決の頃よりもより重い有期懲役刑を科すことが可能になった。

尊属殺人罪は、殺人という故意に人の生命に危険を生じる行為をした場合を対象としているが、240条後段は、窃盗の機会に死を招来した場合を処罰するのだから、典型的に人を死に至らしめる危険性の高い行為であることやその認識すら必要とせず、暴行・脅迫の意思で行った行為から結果が発生した傷害致死、過失致死に該当するものまで包含し得る⁽⁵⁾。

刑法が明治41（1907）年施行であり、240条後段の法意について大審院の判断がされたのが昭和6（1931）年である。昭和5年（1930）には、盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（以下「盗犯等防止法」という）が制定されているが、この立法の趣旨は、第一次世界大戦後の経済的不況のもとで、いわゆる「説教強盗」という、家に押し入って講釈を打つような者が跋扈し、凶器を持って家宅侵入する強盗や窃盗が頻発した時代背景に基づく。刑法制定当時、また、盗犯等防止法の制定当時において、強盗は極めて危険な犯罪類型たり得た。戦前には、銃砲刀剣類の規制は極めて緩やかで、銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）が制定されたのは昭和33（1958）年である。銃砲刀剣類の規制については、当初、殺傷能力の強い銃砲は軍用とされて譲受・譲渡に警察官署の許可が必要とされたが、殺傷能力の程度が低いものについては許可なく取得・譲渡ができ、所持の規制はなかったところ、刑法施行後の明治44（1910）年、銃砲火薬類取締法施行規則により、容易に隠し持てる拳銃、短銃、仕込銃、仕込刀剣その他の変装武器について、所持、授受、運搬、携帯が許可制となった。昭和6（1931）年の上記判決当時、国民は、銃器を容易に所持できていたし、刀剣については、軍人は軍刀を下げ、旧家には当

(5) 240条前段の事例だが、東京地裁平成15・3・6判タ1152・296は、強盗に脅迫されて難を逃れるために被害店舗の窓から脱出しようとして骨折したことについて、犯人が被害者の負傷が予想可能な範囲内にあったとして強盗致傷としている。これについては傷害結果については過失があれば足るものと解する考え方がある。その紹介について佐藤陽子「刑事判例研究」北大法学論集56巻2337頁。なお、強盗致死罪について過失による被害者の死亡と指摘した判決として別表2-ウ。

然のように刀や小刀が置かれており、大型の包丁を持って街中を歩いても見とがめられることはなかった。現在の銃刀法下で大きく制限を受けた凶器(事件が起きる毎に、刃物に対する規制が厳しくなっており、長さ6cm以上の刃物が規制対象である)とはわけが違う。上記大審院判決は、このような時代背景下で、危険な凶器を持った盗犯が強盗に変じた場合の危険性の著しさが述べられたものと考えられるところ、現在の強盗事犯の所持する凶器の危険性はそのころに比べると著しく低い。

また、最高裁が機会説を取ったとされる判決の出た昭和24(1949)年は、戦後の混乱期であり、上記のような銃刀を用いた犯罪が起きていた一方、未だ銃刀法は制定されていない。

現在、判決で「凄惨な結果」と判断されている事件は、(気弱な)犯人が、現場で被害者と出くわし、混乱して何度も刃物で刺す、鈍器で何度も殴るといった行動の結果として発生しているものが多く(計画的な強盗の場合には、むしろ、大量の流血等の凄惨な場面が発生しないかもしれない)、上記判決の時代の、銃刀による残虐な殺害が起きる凄惨さとは質を異にする。

3 判決の実情

240条後段の法定刑に死刑と無期懲役刑しか定められていないが、この5年間で同条後段に問われた事件197件のうち、死刑が17件、無期懲役が168件であり、有期懲役に減刑されたものは12件にすぎない。一方、現在、106名の死刑確定者が存するところ(Wikipedia 2023年9月23日現在)、その約4分の1が強盗殺人罪であることを考えれば、殺人事件の事件数が強盗殺人事件よりも多いとはいえ、殺人事件においてより大きな被害が生じており、極刑を科されているということに他なるまい。

また、令和2～4年の犯罪白書で通常一審における終局処理人員の中での無期懲役をみると、令和元年には無期懲役18名のうち13名が強盗殺人・致死(殺人5名)、令和2年には12名のうち強盗殺人・致死が8名(殺人3名、特別法犯人1名)、令和3年には18名のうち殺人8名、強盗殺人・致死9名であり、強盗殺人・致死を言い渡された者が無期懲役に占める割合が非常に多く、死刑ではなければ無期懲役が選択される結果と考えられる。

刑法立法当時、あるいは上記昭和6(1931)年の判決当時、保険金殺人類型は存在しなかった。我が国における保険金殺人は、昭和10(1935)年の日大

生殺し事件が最初だと言われている。⁽⁶⁾ 保険金殺人や相続財産をめぐる殺人は、計画的な犯行であることが多く、被害者を確実に死に至らしめるだけの類型的に危険性をもつ行為が巧妙になされ、保険金を得るための周到な証拠隠滅がされるなど、著しく悪質な犯罪類型と評価し得るものが少なくない。

しかし、保険金殺人等は、財産取得目的という意味では強盗殺人と変わりがないにも関わらず、その法定刑が著しく240条後段よりも軽く、240条後段で処分された者に酷な結果となっている。量刑検索システムで、強盗殺人につき、「単独犯、前科すべてなし、計画的以外」の条件で検索をかけた61件のうち死刑が4件、無期懲役が53件、30年以下が1件、20年以下が1件、15年以下が2件（この2件は事件時少年）である。一方、殺人事件について、このような240条後段と犯情が類似する「単独犯、保険金・相続財産または金銭トラブル、前科すべてなし、計画性あり、反省について「反省あり以外」」で検索した19件は、死刑が1件、無期懲役が5件、30年以下が2件、25年以下が1件、20年以下が6件、15年以下が4件である。保険金殺人等は、強盗殺人事件に比べると著しく寛刑である⁽⁷⁾。金銭取得目的で人を殺す者に対する一般予防、特別予防、あるいは応報という刑罰の目的から考えると、金銭目的の殺人と240条後段は非常に不均衡と考えられる。

4 組織的犯罪法の殺人規定との不均衡

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律は、組織的な犯罪が平穏かつ健全な社会生活を著しく害し、及び犯罪による収益がこの種の犯罪を助長するとともに、これを用いた事業活動への干渉が健全な経済活動に重大な悪影響を与えることに鑑み、並びに国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約をもとに、組織的に行われた殺人等の行為に対する処罰を強化し、犯罪による収益の隠匿及び取受並びにこれを用いた法人等の事業経営の支配を目的とする行為を処罰するとともに、犯罪による収益に係る没収及び追徴の特例等について定めることを目的とする（同法1条）。罰則を強化する特別法であるが、

(6) <https://ja.wikipedia.org/wiki/%E4%BF%9D%E9%99%BA%E9%87%91%E6%AE%BA%E4%BA%BA> など。なお、それ以前にも事件があったとの論説もあるが、少なくとも、日大生殺し事件までの間は事件数が少なく、同事件以降件数が増えた。

(7) 上記の量刑検索については、当職の受任した若年成人の強盗殺人事件との比較のために検索をしたものであり、件数が十分ではない。

殺人については死刑、無期または懲役6年以上の懲役刑とする(同法3 I ⑦)。組織的な殺人が、計画的、無差別的になされ、大量の被害者に対して凄惨な結果を引き起こす可能性があるにもかかわらず、懲役6年を下限とした有期懲役刑が定められており、240条後段と比べて著しく寛刑である。このような比較においても、240条後段の法定刑は重すぎる。

5 逆送された少年との著しい不均衡

240条後段の罪を少年が犯し、逆送されたときには、少年法51条「1 罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、死刑をもつて処断すべきときは、無期懲役を科する。2 罪を犯すとき18歳に満たない者に対しては、無期懲役をもつて処断すべきときであっても、有期の懲役又は禁錮を科することができる。この場合において、その刑は、10年以上20年以下において言い渡す。」が適用される。しかしながら、18歳以上になれば(特定少年であつてさえ)、減輕されなければ死刑または無期懲役刑しか言い渡せない。犯情の軽重にかかわらず、有期懲役刑に減輕され得る少年と、少年と同じように、環境や資質の要因が大きく、知識や経験の不足から思慮を欠いて犯罪に至り、成長途上にあるから可塑性に富み、更生の可能性が非常に高い若年成人との間には著しい不公平が生じる。

この点については、17歳の首謀者が少年法51条2項で10年以上20年以下の有期懲役刑となる可能性があるのに、18歳4ヶ月の少年が無期懲役となるのは不均衡であるという主張を退け無期懲役とした裁判例がある(別表1-15)。少年や若年成人の短慮、動機形成への環境からの影響あるいは可塑性についての考慮が十分であるとは思われない。

北欧においては、18歳を成人年齢としつつも、脳機能の発達は24歳くらいまで続くので、そのような時期にある者の未熟性、可塑性に着目し、処遇に対する特則がおかれていることが指摘されている⁽⁸⁾。また、津田雅也静岡大学准教授は、アメリカにおいても、少年事件における逆送送制度を20代半ばまでの若年成人にも拡張可能であるとする議論が存在していること、各州におい

(8) 廣瀬健二「外国少年司法事情2—ヨーロッパ諸国の外観と北欧(1)」(家庭の法と裁判7・95～99)、「同3—北欧(2)スウェーデン」(家庭の法と裁判8・147～150)、「スウェーデンの刑事手続き・処分の若年者に対する特則」(家庭の法と裁判13・96～101)

でも少年裁判所の管轄や刑の減輕等の点において若年成人に特例を設けていることを確認した。こうした特例の根拠としては、①脳の発達が25歳程度まで続き若年成人と少年の類似性が認められること、②若年成人の衝動性等、③少年裁判所において手続を受けた者の方が通常の刑事裁判を受けた者よりも再犯率が低いことなどが挙げられ、日本においてもアメリカの議論を参考にし、特定少年の逆送、原則逆送に対する例外規定、55条移送の解釈・運用をすることを指摘している⁽⁹⁾。

18歳未満の者とそれ以上の者の上に上記のような不公平が生じるのは、少年法が甘いからではなく、240条後段が死刑と無期懲役刑しか法定刑に定めていないという苛烈な刑を定めているためである⁽¹⁰⁾。

6 量刑理論の精緻化と情状酌量の困難

酌量減輕をするかどうかは、専ら事実審裁判所の裁量権に属する（最大判昭和23年2月6日集2・2・23、最判昭和23年11月4日裁判集5・47）とされ、犯罪の情状とは、犯罪行為自体に直接関係のある事情（狭義の犯情）に限らず、犯人の年齢、境遇、前科、犯罪後の事情その他諸般の情状を意味するとされる（大判昭和8年11月6日集12・1471）。かつては、被告人が思慮の足りない少年又は若年成人であり、前科もなく、被害弁償がなされ、あるいはなされる見込みがあり、家族の監督などの更生環境が期待できるなどの一般情状を考慮して、同条により罪一等減じることが容易であった。

しかし、裁判員裁判開始をふまえて量刑理論が精緻化され、まず犯情を分析して量刑の幅を決め、さらに一般情状を考慮して宣告されるべきピンポイントの刑が決められるようになった。

240条後段該当行為の場合は、犯情として、死亡の結果以外に、犯行態様、強盗が既遂かどうか、凶器を用いているかどうか、計画性はあるか、被害額はいくらか、殺意の程度はどうか等が考慮され得るはずだが、上記のとおり、有

(9) 「メリーランド州における少年事件の逆移送の可否をめぐる裁判例について」静岡大学法政研究25・35～71。なお、山崎俊恵「若年成人の処遇—アメリカ合衆国における議論」修道法学43・1・165以下も非常に参考になる。

(10) もちろん、科学的知見を活かして若年成人の立ち直りを図ろうとする法制の必要性は240条後段の問題には限られない。

期懲役刑を言い渡された例が非常に少ないのだから、これらを考慮して酌量減輕されることが極めて例外的であることが推測できる。上記の、「単独犯、前科なし、計画的以外」の検索データで無期懲役にならなかった事件をみると、懲役30年となった事件が不遇な生活歴に一因がある非社会性パーソナリティ障害のある被告人、懲役18年となった事件は自首減刑がされ、かつ、発達障害の影響が見られる被告人、懲役15年の事件はいずれも少年時の事件である被告人か、逆送となった少年である。すると、酌量減刑されるかどうかは、刑法39条の適用まではできないが、障害の影響で責任が減少するので犯情そのものに影響があるものとして酌量減輕が可能とされていると思われる。240条後段で無期懲役刑酌量減刑して有期懲役にした事件は、共犯事件で果たした役割が小さい(殺害行為には直接関わっていない等)という犯情を考慮されているものなど、極めて例外的である(なお、別表2参照。なお、8で量刑に関する分析についてさらに言及する)。

刑罰は、応報や一般予防という面も持つものの、最も大きな目的は、犯罪者の改善・更生・社会復帰にある。死刑がそれに資さないことはもちろんであるが、無期懲役刑は、仮釈放が可能であるとはいえ、「無期」という以上、生涯刑務所内で償わせるのが原則であるという考え方もとり得る⁽¹¹⁾から、そのような考え方をとれば、刑務所内で改善したと評価できても社会には復帰できない。現に、刑務所内で高齢となり一生を終える無期懲役刑の者も少なからず存する。刑法28条は、無期懲役刑を言い渡された者に対して10年経過すれば仮釈放ができるとしているが、運用実態をみると、有期懲役刑の上限が30年になったからか、近年は30年を超えないと仮釈放が認められていない。また、家族などの引受先がないために、更生したと考えられるような者であっても刑務所での拘束が続いていることが少なくない。無期懲役刑を言い渡された者が20代であっても、出所するときには50代になってしまい、40代であればともかく、その年代で就労することは難しく、社会復帰に著しい困難を招くのであり、無

(11) この点については、30年というとても長い有期懲役の上限よりもさらに長いという意味で「無期」という言葉が用いられていると考えることも可能ではないか。日弁連は、無期懲役刑より重い終身刑を提案しているのはそのような発想からであろう。

期懲役刑が憲法 36 条の禁じる残虐な刑罰の実態を持つようになっているとすら評価できる。被害者遺族が被告人に更生をして欲しいと考えても、これでは社会復帰が果たし得ない実情にあることを考えるべきである⁽¹²⁾。

7 殺害行為とはいえない場合までこの刑でいいのか

240 条後段は、単に「強盗が、人を～死亡させたとき」と規定しており、故意による殺人か、暴行・脅迫から発生した結果的加重犯（しかも、上記のとおり、強盗致傷についての裁判例の読み方如何では過失致死も含み得る）であるかを問わないで適用される。

人の死亡の結果を招いた場合であっても、典型的に死の危険がある行為をする殺人と、暴行からの結果として人が死に至った傷害致死とは、「行為の危険性」という犯情の重大部分に大きな差がある。過失致死ならなおさらである。殺意を持って人を殺した場合であっても、確定的故意の場合と未必的故意の場合では、犯情に大きな差があるとされるから、殺意を持たずに人を死に至らしめた場合には、さらに大きな差があることになる。殺人罪の法定刑は死刑、又は無期もしくは5年以上の懲役刑であり（刑法 199）、法定刑の幅が非常に広く、殺意の強さによって法定刑のどの幅に当たるかの検討が十分に可能であるし、傷害致死罪の法定刑は、3年以上の有期懲役刑（刑法 205）、過失致死罪の法定刑は50万円以下の罰金（刑法 210）であるから、殺意をもって典型的に人が死亡する危険のある行為をした殺人罪との差異が、法定刑に反映されているといえるし、その量刑分布にも、開きがある。

しかし、240 条後段が、死刑と無期懲役刑しか法定刑を持たないことで、人の死を発生させる行為の典型的な危険性や、死の結果が発生する危険性の認識という、著しい犯情の差を量刑に十分反映し得ない。平成年間ですら死刑となった

(12) 刑を重くするときには被害者の意思を尊重するが、軽減するときには無視する傾向はないだろうか。

事件は、被害者が複数である事件にほぼ限られている⁽¹³⁾。一方、無期懲役刑となった事案は別表1のとおりである⁽¹⁴⁾が、その犯情には著しい差がある。

別表1—26では、被害者の鼻腔を避けてガムテープを巻いたこと等を有利に評価した一審判決の有期懲役の判断を破棄しているが、被害者の死に直ちに結びつくような危険な殺害行為をしている事件との比較において、犯情の評価が重すぎる印象がある。

また、死刑を言い渡した事件であるが、強盗殺人か強盗致傷かについて、強盗致傷ではなく強盗殺人未遂とした広島高判平成17年10月6日(高裁判事裁判速報集H17・322)があるが、被害者への暴行は、重量約260gのモンキーレンチで高齢の被害者の頭部を数回殴打したというものである。しかし、打撃によって頭部の損傷を与えた行為について殺人、殺人未遂罪とは評価せず傷害致死、傷害罪の成立を認めた事件として

名古屋地裁令和5年1月18日判決(LO7850133)

被告人2名が、被害者を拳、ハンマー等で殴打し、くも膜下出血、頭蓋冠陥没骨折、頭皮下出血を生じた

福岡地裁小倉支部令和4年12月5日判決(LO7751296)

棒状または円柱状の鈍器で頭蓋冠の一部陥没骨折を伴う骨折、頭蓋底に骨折、硬膜外血腫を生じた

松山地裁平成27年7月31日判決(LO7050411)

金づちで頭部を殴打して頭蓋骨陥没骨折を追わせた

東京高裁平成26年12月18日判決(LO6920609)

-
- (13) 判例秘書での検索。最判令和3年1月28日最高裁判集刑事事329・1 被害者2名、同令和2年9月8日同328号41頁 別な場所での2件の事件で各1名、平成31年2月12日同325・1 別な場所での2件で各1名、平成30年12月21日同324・23 被害者2名、平成30年9月6日同323・39 2名死亡、1名殺人未遂、平成29年12月8日同322・57 被害者2名、平成29年7月27日 別な場所での2件で各1名、平成28年4月26日同319・307 被害者3名、平成28年3月8日同319・163 被害者2名。なお、例外として、被害者1名であるが、強盗殺人罪で無期懲役となり、その仮釈放中に残忍な事件を起こしたとした平成11年12月10日刑集53・9・1160。
- (14) TKCでの平成～現在までの検索による高裁、最高裁の事件のみ。別表2も同様。短時間でまとめたために事例の紹介がかなり雑であり、重要な事案が落ちている可能性がある。

被告人が共犯者らと共に謀して被害者の頭部、顔面を金属バット等で多数回殴打するなどの暴行を加え、同日午前5時5分頃、被害者を搬送先の病院で顔面、頭部、頭蓋骨損傷に伴う失血により死亡させた。

東京高裁平成24年3月5日判決（LO6720127）

殺人未遂、殺人を認定した一審判決を破棄して、鉄パイプでの殴打等による傷害、傷害致死とした（頭部切（割）創及び随伴する頭蓋骨骨折による失血、脳挫滅、脳挫傷、外傷性くも膜下出血の傷害を負わせて死亡させた）

東京地裁立川支部平成23年5月30日判決（LO6639317）

鉄パイプで頭部を殴打したという傷害2件と傷害致死（頭部切（割）創及び随伴する頭蓋骨骨折による失血、脳挫滅、脳挫傷、外傷性くも膜下出血の傷害）

などがある。これらの傷害致死罪の事件との比較で考えれば、モンキーレンチによる頭部殴打は、死の結果が典型的に発生するとはいえず、強盗致死と評価されることが妥当ではないかと考え得る。確かに、金づち、ハンマーでの殺意を認めた事例はあるが、それら凶器は、上記モンキーレンチよりもはるかに重量がある1kg以上のもの（富山地方裁判所令和5年1月31日判決LO7850131富山の件はさらに多数回の殴打を認定している。松江地方裁判所令和5年1月18日判決LO7850079佐賀地方裁判所令和4年10月25日判決LO7750914など）、あるいは頭蓋骨の粉碎骨折のような非常に強い力が加えられているもの（大阪地方裁判所令和4年10月31日判決LO7751248など）といった、凶器の破壊力や力のいれ具合から、死の結果の発生が典型的に認め得るものである。強盗殺人罪と強盗致死罪のいずれかを考えるときには、殺人罪における「殺害行為」や「殺意」よりも典型的に弱い行為や認識・認容であっても強盗殺人罪を成立させている可能性がある。

さらに、最決平成20年4月15日（刑集62・5・1398）の一審である京都地判平成18年5月12日（TKC28135505）は、死体なき殺人事件で被告人が事件を否認していたため殺害方法の特定に至らず、被告人が被害者を「不詳の方法により殺害」したものと判断し、無期懲役としている。殺人事件については、殺害行為が典型的に人を死に至らしめる危険性を持つことが認定されるところ、強盗殺人では、そのような判断がされず、故意に死亡に至らしめれば強盗殺人を認めているのではないかと考えられ、そうであるとすれば、強盗殺人

と強盜致死の区別がつかない。故意の犯罪で人が死亡すれば「強盜殺人」ということなのだろうか。

有期懲役に酌量減輕した事件としては、別表2の3件があった。

現在の精緻になった量刑理論のもとでは、強盜殺人罪である別表2—アのような事案についてここまでの減輕は困難なのではないかと感じる一方、被害者からひどい性的・経済的搾取を受け、外国人であり寄る辺のない被告人らに対して言い渡されるべき刑としては、懲役8年でも重すぎるという批判も可能であろう。尊属殺人事件が憲法違反とされた事件では、被害者との関係性が問題にされている。即ち、被告人が尊属である実父から10年以上性的虐待を継続的に受け、5回の妊娠までしていたところ、男性と結婚のために家を出ようとしたことを知った父から10日余り暴行脅迫を受けて、やむなく父を殺したというものであった。親族から継続的に性的虐待を受ける子は存在し、その子が、尊属殺事件のような目を覆うような親族ら（あえて親族複数による机上事例を考えている）による性的虐待に長年さらされ、家出をして親族らのもとを去ろうとしたところ、見つかってさらなる虐待を受け、やむを得ず親族らを死に至らしめるような反撃をし、親族らの金を持って家出した事例が起きたとしよう。その子が家を出たくても所持金がなく（身体的、性的虐待を受けている子どもは、経済的にも虐待されていることが多い）、そのための交通費や宿代として親族らの金銭を使う、即ち盗まざるを得ないと考えていた事情があれば、強盜殺人あるいは致死罪が成立し得るが、このような場合であっても、虐待が目を覆う悲惨なものであれば、尊属殺人を憲法違反とした事件と同じように、この子を執行猶予付判決にすべき場合もあるのではないか。しかし、尊属殺事件と同じような状況にあっても、親族らの金を持って逃げたことで刑法240条後段が成立すれば、法定刑が執行猶予付判決を許さないが、これは正義だろうか。そして、このような極端的な事件が発生しない限り、240条後段の法定刑の見直しがなされないのだろうか。

また、別表2—ウの事件は、どういう場合に酌量減輕をすべきか言及しているが、強盜殺人と強盜致死との量刑傾向の違いがあり、生命を奪う故意のない強盜致死罪については酌量減輕の余地をある程度広範に認める妥当性が肯定できるとしているものの、当該事件では致死の結果が被告人の過失によるものであるとしつつ、有期懲役刑の最長の30年を言い渡している。確かに、この案

件は、過失によって致死の結果を生じたといっても、ガソリンを被害店舗や被害者に散布するという極めて危険性の高い行為がされている。これとは異なり、注5に記載した事件のように脅迫行為に驚愕した被害者が現場を逃げようとしたところ、通常であれば死に至らないような転倒で被害者が死亡したというような場合や、教科書事例的な窃盗犯が被害者を誤って踏んでしまい死に至らしめたような場合には、典型的に行為の危険性が小さいと思われるのに、死亡の結果を強調すると酌量減輕をしても相当長期の有期懲役になると思われるが、それでよいのか。

8 量刑実務の現状への疑問

裁判官による法定刑選択についての考え方の例が示されている。

「～強盗殺人の場合には、

- ・殺意の発生が突発的なものであること
- ・殺意が未必的なものに止まること
- ・犯罪に対する関与が従属的で、自己固有の犯罪実現意思が比較的弱いこと
- ・殺害の実行行為を直接担当していないこと
- ・被害者に、犯罪を誘発したある程度強い落ち度が認められること
- ・実質的な計画において法律上の減輕事由（心神耗弱や自首）に準じるような事実が認められること
- ・反省悔悟の念が特に著しいこと
- ・遺族に対して、社会通念上合理性のある額による賠償がされており、かつ、遺族の積極的な宥恕が得られていること

といった事情のうち、かなりの要素が満たされていることを要求してよいのではなかろうか。

強盗致傷の場合には、強盗殺人等に比べれば、有期懲役刑の家計が法定刑の形で予定されている犯罪との距離が典型的に小さいという意味で、酌量弁慶をすべき基準を上記よりは緩やかに解することができようが、あくまで原則は無期懲役刑であり、有期懲役しか法定されていない罪を複数犯した場合でも30年又はそれに近い量刑がされる場合との権衡を十分考慮する必要がある。同じ強盗罪の加重類型である強盗傷人（致傷）罪について、広く酌量減輕が行われているのは、傷害の軽重に事案ごとに極めて大幅な差異があることがその大きな一因であるが、強盗致死罪では、主たる法益に対する侵害の程度が低いとい

うことはあり得ない。また、その強盗傷人（致傷）罪でさえ、無期懲役を選択する余地を認めているのであり、強盗致死罪は、強盗傷人（致死）罪でいう「人を負傷させた」という要件の極限的な場合よりもさらに重い結果を生じさせているのであるから、原則と例外の関係が逆転してしまうような運用はすべきではない」との指摘がされている⁽¹⁵⁾。

しかしながら、法益侵害の結果が犯情の中で大きな位置を占めるとしても、行為態様の危険性や被告人の主観は、犯情として極めて重大であり、それらが十分考慮できるだけの法定刑の幅がないこと自体が問題というべきではなからうか。別表1をみると、死刑でもおかしくないような犯情のものが無期懲役の場合もあり（共犯者が死刑の2. 14. 36。一審死刑の5. 6. 34. 35. 36）、そのような事例と比べてときに無期懲役が重すぎる案件も存するように思われる（例えば強盗致死罪の20. 26. 27. 28）。

しかも、強盗致傷罪1罪で無期懲役刑となっている事案は別表1、2の検索の際には不見当であった⁽¹⁶⁾。強盗致傷罪1罪で無期懲役が言い渡されるような案件は、被害者をいわゆる植物状態とするような極めて重大な結果が生じた場合、とくに複数の被害者に対してそのような結果が生じた事件に限られるのではなからうか。そう考えたとき、強盗致傷罪の最高刑が無期懲役であるから、240条後段の減軽を簡単には行えないと考えることは妥当ではなく、240条前段に比較して240条後段の法定刑が重すぎる結果として、前・後段の不均衡が生じていると考えるべきではなからうか。

第3 最後に

訴訟において、240条後段の法定刑の憲法違反の主張をしても、極限的な事例でない限りは、刑の減軽によって有期懲役刑にできる以上、憲法違反の判断は必要性がないとされてしまうのだろう。

しかし、死刑や無期懲役のような重い法定刑には犯罪を防ぐ力はない。長期

(15) 「刑種の選択と執行猶予に関する諸問題」（植野聡 「量刑実務大系4 刑の選択・量刑手続き」）15～20頁

(16) 最決平30年11月15日（TKC25562422）。米兵が住居侵入、強姦、強盗強姦、強盗致傷、逮捕監禁、邸宅侵入など10件の事件を起こした件に無期懲役が科されている。

の受刑は、社会の進歩から取り残されること、受刑中に高齢化することで社会復帰が困難になる。憲法的視点から、法定刑のありようを考えることが重要である。

スペイン、ポルトガル、ノルウェーには無期自由刑はない⁽¹⁷⁾。スウェーデンでは有期自由刑が各罪について14日～10年の間で定められ、複数の罪を犯したときの科刑の上限が18年であり、無期自由刑については刑の執行が最低8年間終了したとき、裁判所に刑期を定めることを申請でき、25～35年の間で刑期が定められることが多いという⁽¹⁸⁾。これらの国の有期懲役刑の延長や無期自由刑も我が国とあまり変わらないとも考え得るが、これらの諸国にはそもそも死刑がないことに注意すべきである。

被害者遺族の損害や精神的苦痛が回復されるには大変な費用や支援者が必要である。国がそれらに力を注ぐことを惜しんで、犯罪をした人の死刑や無期懲役刑で一時的に被害者の感情をまぎらわさせようとしているのが現在の我が国のありようではないだろうか。

(17) なお、スペインは最高刑40年、ノルウェーは21年だが、その延長が認められる場合もある。日弁連第59回人権大会シンポジウム「死刑廃止と拘禁刑の改革を考える」基調報告書10～11頁、174～175頁

(18) 無期自由刑の刑期が40年を超える場合もあるとは指摘されている。「3 スウェーデン」藤原尚子（法務総合研究所研究部報告44）64頁。

別表 1

No	裁判所・判決日	240 条後段の犯情	240 条以外
1	福岡高判平 2・9・5 判タ 741・230	ギャンブルによる借金を重ね、父に金策させるなどし、さらに使込みなどしたあげく、父の生命保険契約に基づき入金給付金を返済にあてようと考え、母にその話を持ちかけて叱責されたため激昂して同女を電気コードで絞殺。父親を殺害してその預金通帳等を奪い逃走することを決意し、父親の背後から電気コードで絞殺し、現金 2 万 5000 円と預金通帳等を強取。	殺人（母親）、強盗殺人（父親）
2	東京高判平 4・7・29 判タ 806・231	A、B が被害者の住居に侵入し、家人 2 名（1 名は就寝中、1 名は帰宅したところ）を紐で絞殺し、現金 14 万円等の入った手提げ金庫を強取し、犯行の隠滅のために放火した（A は死刑、B は無期懲役）。	住居侵入、強盗殺人、 現住建物放火、強盗 致傷（以下別件）、 窃盗、建造物以外放 火
3	東京高判平 7・4・28 判時 1569・135	被害者宅に侵入し、1 階調理場にあった包丁を用い、2 階で就寝中の被害者 2 名を刺殺し、現金 350 万円や通帳等を強取。包丁を発見したときには未必の殺意も固まっていなかった疑いが残る。	住居侵入、強盗殺人
4	東京高判平 7・9・11 判時 1550・130	自分に脳外科手術をした医師を恨み、その殺害を企図して邸宅に侵入し、同人の妻、義母を携帯していたナイフで頸部を切り裂き殺害し、医師を再度殺す機会を得るまでの逃走資金として現金 45 万円と通帳を強取。心神耗弱の主張を排斥。	住居侵入、強盗殺人、 銃刀法
5	東京高判平 7・12・13 判時 1562・135	A・B 名が共謀し、A が 2 名の被害者を包丁で複数回突き刺すなどして殺害し、現金 17 万円等を強取。一番は A 死刑、B 無期懲役。実行犯 A が B に利用された面があるとし両名を無期懲役。	窃盗 5 件、強盗殺人
6	東京高判平 9・5・12 判タ 949・281	強盗・強姦を企図して白昼、顔見知りの家に上がりこみ現金 3 万 1000 円を強取し姦淫し、千枚通しと牛刀で胸腹部、頸部を突き刺し失血死させた。殺害後、錯乱状態に陥り、自死しようとした経緯から、良心に責めさいなまれたと認める余地があるとして、原審の死刑判断を破棄。	強盗強姦、強盗殺人、 窃盗
7	広島高判平 9・11・12 判時 1633・147	借金の無心をして断られた父を紐で首を絞めて窒息死させ、母も同様に殺害。両親の冥福を祈らせるのが相当として検察官控訴を棄却。	強盗殺人、死体遺棄、 有印私文書偽造・同 行使、詐欺
8	最判平 11・11・29 最高裁裁 判集刑事 276・595	殺害された被害者 1 名でも極刑となり得るとしつつ、本件は原判決を破棄しなければ著しく正義に反するとまではいえないとした。6 の上告審。	強盗殺人、強盗強姦、 窃盗
9	最決平 11・12・16 最高裁裁 判集刑事 277・283	共犯者（無期懲役が確定）と共謀のうえ、共犯者の両親を包丁で突き刺して失血死させ、現金 20 数万円、貯金通帳等を強取し、被害者兩名を自動車に乗せてガソリンを散布するなどした。原判決の無期懲役の判断を維持。	強盗殺人、死体遺棄、 有印私文書偽造・同 行使、詐欺
10	最決平 11・12・16 最高裁裁 判集刑事 277・407	経営に行き詰まり、得意回りの銀行員を背後から鉄製板等で頭部を殴打するなどして殺害し 20 数万円を強取。銀行関係者に身代金を要求したが未遂に終わる。無期懲役を言い渡した原判決を維持。	強盗殺人、死体遺棄、 恐喝未遂
11	最決平 11・12・21 最高裁判 所裁判集刑事 277・533	極刑がやむを得ないとはだちにいえ、良心の冥福を祈らせるのが相当として、無期懲役の原判決を維持。7 の上告審。	強盗殺人、死体遺棄、 有印私文書偽造・同 行使、詐欺
12	東京高判平成 13・9・26 裁 判所ウェブサイト	殺人事件等を犯し仮出獄中、施設で知り合った被害者に無断でその貯金を引き出したこと等から、仮出獄が取り消されることをおそれて現金・通帳等を強取して刺身包丁で刺殺。	強盗殺人、死体遺棄、 有印私文書偽造・同 行使、詐欺

刑法240条後段の違憲性

No	裁判所・判決日	240条後段の犯情	240条以外
13	仙台高判平14・10・22裁判所ウェブサイト	長年の顧客である被害者から貸金として20万円を受領した後、コードで首を絞め窒息死させ、現金80万円、通帳等を強取した後、証拠隠滅のために遺体共々住居を燃やそうとした。	強盗殺人、現住建造物等放火未遂、死体損壊
14	東京高判平15・4・15高裁判事裁判速報集H15・62	A、Bが共犯者C（無期懲役が確定）と共謀して被害者らをマンションの一室で監禁し、1名から現金・キャッシュカードを強取した後、被害者らを殺害。指示したAは死刑。BとCには決定的な差異はなく、有期懲役まで減刑するには値しない。	監禁、強盗殺人、銃刀法（Aについて大麻・覚醒剤）
15	東京高判平15・5・15判時1861・154	犯行時18歳の被告人が、2名の17歳の共犯者らとともに被害者の顔面を手拳で殴る等の暴行を加え、脅迫言辞を申し向けて現金を強取し、被害者を金属バットで殴るなどして殺害した。	強盗殺人、窃盗
16	東京高判平15・5・22判時1861・143	15の共犯である17歳少年。	強盗殺人、窃盗
17	東京高判平15・11・7高裁判事裁判速報集H15・105	駅構内のコンビニでパンを万引して店外に出たところ、追いかけてきた店員からの逮捕を免れるために携行していたペティナイフで腹部を突き刺して殺害。一番は懲役15年(偶発的犯行、被害額少額(550円)等を認定し、自首減軽)。	強盗殺人
18	大阪高判平16・4・20高等裁判所刑事裁判速報集H16・143	祖父母の預金を引き出そうと、夜間祖父母宅に侵入し、1名を両手で首をしめ窒息死、もう1名を頭部や胸部めがけて約10kgのコンクリートブロックを数回投げつけ外傷性くも膜下出血等で死亡させ、現金13万5000円を強取。	住居侵入、強盗殺人
19	名古屋高判平17・2・3高裁判事裁判速報集H17・267	深夜、民家で金品を物色中、寝ていた家人に発見され、逮捕を免れ罪跡を隠滅するために首を絞めて窒息死。一番懲役15年。犯行から10年以上たった自首は政策目的実現に資さないとした。	強盗殺人
20	東京高判平17・3・31判時1894・155	被害者宅に侵入し、被害者の頭部を手拳で殴打した上、頭部を帯で締め上げるなどして犯行を抑圧し、現金を強取した強盗致死。一番は自首減刑で懲役15年。犯行の重要部分について虚偽を述べたもので自首とはいえないとした。	強盗致死、住居侵入
21	仙台高判平17・4・19高等裁判所刑事裁判速報集H17・340	顔見知りの一人暮らしの老女に対して、殺意をもって、その頭部を圧迫し、ガムテープ様のもので手足を緊縛し、更に口部を塞ぐなどし、よって、そのころ、同所において、同女を窒息死させて殺害し、現金数万円、預金通帳、印章を強取した。(強盗殺人を無罪とした一審判決を破棄)	住居侵入、逮捕監禁致傷(以上別件)、強盗殺人、有印私文書偽造・同行使、詐欺
22	東京高判平成17・10・18高等裁判所刑事裁判集H17・201	共犯者とともに、マンションに留守を狙って侵入し物色中、被害者が帰宅したため、その両手足をコード等で緊縛し、共犯者が被害者の口にレッグウォーマーを押し込んで顔をベッドマットに押しつける等の暴行を加えて窒息死させ、金品を奪取。一番懲役15年(死の結果を生じたのは共犯者)。共犯者の暴行の際、被告人が被害者の足を押しさへつるなどしており、両者の暴行と相まって死の原因となった。	住居侵入、強盗致死、詐欺未遂、出入国管理及び難民認定法違反、窃盗
23	広島高判平成18・10・12裁判所ウェブサイト	元交際相手の母と口論となった後、ナイフを突き刺して殺害して、現金の入った小銭入れを強取し、被害者宅に放火して遺体を損壊した。一番懲役25年(金銭奪取の利欲目的が殺害の主要動機ではない。被害額が少ない、22歳で前科前歴がないなど)。汲むべき事情を考慮しても、犯情が極めて悪質であり、酌量減輕するほどの理由はない。	強盗殺人、銃刀法違反、現住建造物等放火、死体損壊
24	最決平20・2・20判時1999・157	2名の被告人が、共犯者とともに2名の被害者の頭部等を拳銃で撃って殺害して金員を強取し、遺体を山林で埋没して遺棄した。首謀者については量刑不当との反対意見あり。	強盗殺人、銃刀法、死体遺棄

駒澤法曹第20号 (2024)

No	裁判所・判決日	240 条後段の犯情	240 条以外
25	最決平 20・9・29 最高裁判所裁判集刑事 295・135	敬愛していた人がガンで死亡したので、治療に当たった医師を殺害する目的で診療所に侵入し、建物内にいた 1 名を殺害。付設の店舗から金銭を奪うために 1 名を殺害して 6 万円余を強取。	公務執行妨害、器物損壊、銃刀法、住居侵入、殺人、強盗殺人、
26	東京高判平 21・1・21 高等裁判所刑事裁判速報集 H21・55	共犯者とともに被害者宅に侵入し、被害者の顔面にガムテープを巻き付け、両手を後ろ手にし、両足とともにガムテープで緊縛して現金を強取。被害者は窒息しないし遷延性窒息で死亡。一番懲役 28 年（鼻孔部は塞がず、死亡を予期していなかった）。一番の暴行の危険性に対する判断は誤り。	住居侵入、強盗致死
27	東京高判平 21・1・26 高等裁判所刑事裁判速報集 H21・71	店舗内に侵入して時計等を窃取している際、共犯者が被害者を刺殺。強盗の共謀があれば共犯が強盗殺人をした場合には強盗致傷罪が成立する。	強盗致死、建造物侵入、窃盗、銃刀法
28	最判平 21・12・17 裁判所ウェブサイト	生活費を得るため、共犯者と共謀して、被告人がキャッシュカードを強取し、被害者が声を出したのでペティナイフを突き刺して殺害。2 件目の事件は、殺害の共謀や故意の存在なしとし、強盗致傷・強盗致死の範囲で責任を負う。犯行時未成年。	住居侵入、強盗致死、強盗致傷、銃刀法違反、強盗殺人
29	東京高判平 22・6・17 判タ 1392・361	民家に立ち入り、親子（2 名）をナイフで殺害して現金・クレジットカードを強取。罪責が悪質で動機に酌量の余地がなく、犯行態様は冷酷・非情、犯行後に罪証隠滅など情状が良くなく、被害者感情峻烈、地域社会への影響も大きい、被告人が若年、前科なし、家族が遺族への感謝に努めた。	強盗殺人、窃盗未遂（クレカを利用しての現金引き出しに失敗）
30	札幌高判平 22・11・11 高等裁判所刑事裁判速報集 H22・284	携帯サイトで知り合った女性を殺害し、現金 40 万円在中の財布を強取し、その娘も殺害しようとしたが傷害を負わせてに止まった。	強盗殺人、強盗殺人未遂
31	大阪高判平成 23・2・24 判タ 1358・248	被害者の経営する店舗に侵入し、被害者の口を手で塞ぐ等したが、激しく抵抗されたので殺害して現金を強取しようとして決意し、首を強く絞めて窒息死させ、現金を強取。事件の 13 日前に強盗殺人事件を起こし、無期懲役の裁判が確定している場合、2 件を同時に審判する場合の量刑と同列に扱うことができない。	住居侵入、強盗殺人
32	最決平 24・7・11 裁判所ウェブサイト	インターネット掲示板を利用して集まった被告人らが、帰宅途中の被害者を自動車に押し込んで逮捕監禁し、暴行を加えて現金及びキャッシュカードを強取し、脅迫してカードの暗証番号を開き出した後、被害者の死体を遺棄するなどした。	略取誘拐、逮捕監禁、強盗殺人、死体遺棄、窃盗未遂
33	最決平 24・12・17 裁判所ウェブサイト	31 の上告審。	住居侵入、強盗殺人
34	東京高判平 25・6・20 判時 2197・136	金品強取の目的で被害者宅に侵入し、寝ていた被害者の首を包丁で刺して殺害。2 名を殺害した前科を考慮して死刑とした一審判決を破棄。	住居侵入、強盗殺人
35	東京高判平 25・10・8 裁判所ウェブサイト	被害者宅に侵入し、被害者を緊縛するなどして現金 5000 円、キャッシュカード、クレジットカード各枚を強取し、刃物で胸部を 3 回刺した強盗殺人。2 ヶ月の間に、証拠隠滅のための被害者宅への現住建造物放火以外にも、強盗致傷、強盗強姦、同未遂の各犯行を次々に敢行した。死刑を選択したことに誤りがあると一審判決を破棄。	住居侵入、強盗強姦未遂、冒頭致傷、強盗強姦、監禁、窃盗、窃盗未遂、建造物侵入、現住建造物放火、死体損壊

刑法240条後段の違憲性

No	裁判所・判決日	240条後段の犯情	240条以外
36	東京高判 H26・2・27 東京高裁（刑事）判決時報 65・1・12・6	共犯者と共謀の上、被害者に睡眠導入剤を混入した雑炊を被害者に食べさせて昏睡させた上、首をロープで絞めて窒息死させ、約281万円を強取し、被害者の妻に殺害計画が露見することを恐れて、同女を背後から頸部にロープを巻き付けて頸部圧迫により窒息死させ、眠っていた被害者の父もロープで頸部圧迫による窒息死をさせ、同人の現金約135万円を強取し、3名の遺体を資材置き場に穴を掘って覆土して遺棄した。一審死刑。被告人の計画性の程度、犯行動機、共謀に加わった時期、現金強取の意図の強さ等の複数の重要な量刑事情に関する事実誤認があった。（なお、別訴の共犯者である実行犯2名は死刑。）	強盗殺人、死体遺棄
37	東京高判平30・4・25 裁判所ウェブサイト	被害者方に侵入し、寝ていた被害者の頭部を右手で押さえつけて声をかけるなどの暴行、脅迫を加え、その犯行を抑圧して金品を強取しようとしたが、被害者が抵抗したため、殺害することを決意し、頭部を両手で絞めて殺害。計画性なし、自閉症スペクトラム障害による性格の偏りあり	住居侵入、強盗殺人、死体遺棄（変更後、死体損壊、死体遺棄）
38	名古屋高令1・5・23 裁判所ウェブサイト	被害者の保有するビットコイン等を手に入れるため、少年と共謀して被害者を車のトランクに押し込み、金品を奪った上で殺害した。共犯者に指示して殺害行為の大半を実行させた主犯。強取した現金と仮想通貨を合わせて35万円余を取得。	強盗殺人、死体遺棄、電子計算機使用詐欺
39	東京高判令1・6・20 TKC25563830	3人がかりで帰宅した被害者の不意を襲い、その懇願を無視して殺害（刺殺）。被告人自身もハンマー様のもので死因の1つとなった強度の暴行を加え、もう一人の共犯者と犯行を主導した。25歳、前科なし、被害弁償の準備を整えていた。	住居侵入、強盗殺人、建造物侵入、窃盗、窃盗未遂
40	東京高判令1・6・27 TKC25563829	18歳4ヶ月の少年が、少年2名と共謀のうえ、被害者宅に侵入し、暴行脅迫を加えても被害者が現金のありかを言わなかったので憤激するなどして被害者を殺害し、現金1万円を強取。強固な殺意に基づく残忍なものであること、強盗の態様悪質、強盗について計画的、被害の結果が重大、犯行で重要な役割を果たしていること（主犯は17歳）、殺害に及んだ動機が身勝手であるなどから、酌量減輕をすべき事案ではない。	住居侵入、強盗殺人
41	東京高判令1・12・5 判タ1477・110	3日間にわたり、金品の窃取又は強取の目的で3軒の民家に侵入し、家人合計6名を突き刺すなどして殺害して金品を強取し、うち4名の死体を浴槽等に移動させて隠匿し遺棄。一審死刑。統合失調症による妄想や精神的不穏状態に非常に大きく影響されていたとして心神耗弱とした。	住居侵入、強盗殺人、死体遺棄
42	大阪高判令1・12・12 裁判所ウェブサイト	被害者に対して、殺意を持ってその胸部等をベティナイフで数回突き刺して被害者を殺害した上、金品を奪った。凶器使用、計画性などから刑事責任が重大。解離性障害があっても完全責任能力があるとして一審判決を維持。	強盗殺人、有印私文書偽造・同行使、詐欺
43	名古屋高判令金沢支部令2・6・2 TKC25566323	祖父を殺害して金品を強取した。強い殺意に基づき、無防備な祖父に対して執拗に犯行に及んだ、犯行態様は悪質。捕まるまでパチンコに興じたいという動機も身勝手。精神的・経済的に苦境にあったが、被告人自身に起因するもので、ギャンブル障害があったとしても影響は限定的。	強盗殺人

別表2

No	裁判所・判決日	事案
ア	東京高裁平成8年7月16日裁判所ウェブサイト	外国人である被告人3名が、被害者を殺害して金品を強奪することを共謀し、被害者の頸部を刃物で突き刺すなどして殺害し、現金や貴金属類を奪取したという事案。被告人らは、日本に到着すると350万円もの借金があるといわれてパスポートを取り上げられ、被害者から売春を強要されるなどしていた経緯や、被害者の預かっていた被告人らのパスポート等を奪い返し、付随的に金銭等を奪おうとしたものであることや、被害者のもとから逃げようとしても、タイ語しかわからず、誰にも助けを求められなかったこと等から懲役10年とした一審判決が重すぎるとして懲役8年とした。
イ	東京高判平成23年1月25日 裁判所ウェブサイト	被告人が、共犯者と共謀の上、被害者から金品を強奪しようとして被害者を自動車に乗り込ませた上、車内から逃げ出せないようにし、暴行脅迫を加えて現金等を強奪するなどし、罪責を隠蔽するために、被害者に覚醒剤を注射して山中に放置して死亡させた事案。覚醒剤を注射して山中に放置する行為が強盗の機会に行われたものといえるかどうかについて争いになり、強盗に引き続いて、当初の計画に従い、強盗の罪責を隠蔽するために行ったものだから、強盗と一体としてみる事ができるとして強盗致死罪の成立を認め、一審判決の懲役28年の判断を維持した。
ウ	東京高判平成26年9月17日 TKC25543166	被告人がガソリンスタンドから金銭を強取しようと企て、スタンド販売室において、バケツにいれたガソリンを勤務中の被害者及びその周辺に散布し、ライターを取り出して被害者を脅迫し、その歳、何らかの原因で着火してガソリンに引火し、販売室が全焼するとともに被害者に全身熱傷の傷害を負わせて死亡させた。ガソリンの散布は被告人の意図するところだが、被告人には炎上させる意図はなく、ライターから火または火花が出てしまったという死亡に直結した行為は過失によるものとして懲役30年とした。
エ	東京高判平30・4・18 裁判所ウェブサイト	共犯者らと共謀の上、被害者を拉致しアパートに監禁、暴行して死亡させ、その自宅から300万円などを奪った後、遺体を遺棄し、さらに被害者の交際相手に身代金を要求し200万円を取得した。一審では無期懲役。被告人が被害者を特殊脅棒で強打したことが死亡原因の可能性、共犯者間で被告人の責任が最も重いとした判断を覆し、身代金取得はもう一人の者が共謀共同正犯であった疑いが否定できず、責任非難について他の共犯者との間に優位差があるとはいえない、被害者遺族に500万円を支払っている等から懲役28年とした。